

令和2年度（第3回）新居浜市職員採用候補者登録試験要項

1 受付期間

令和2年11月30日（月曜日）から令和3年1月5日（火曜日）までの執務時間中（土・日曜日及び年末年始（令和2年12月29日（火曜日）から令和3年1月3日（日曜日））を除き8時30分から17時15分まで）受け付けます。

なお、郵便の場合は、令和2年12月24日（木曜日）までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、これらのうち希望するいずれか一つについて受験できます。

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務（上級）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。
土木技術	（上級）	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
	（中級）	
	（有資格者）	
建築技術	（上級）	
	（有資格者）	
機械技術	（上級）	
	（中級）	
社会福祉（上級中級）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、社会福祉関係業務に従事します。
保健師（上級中級）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、保健師業務に従事します。

3 受験資格

- (1) 全ての職種において男女は問いません。
- (2) 日本国籍を有しない人も受験できます。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
（11参考 地方公務員法抜粋を参照）
- (4) 新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当するもの

試験区分	学歴等	年齢
一般事務（上級）	学校教育法による4年制大学（大学院）を卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者	昭和56年4月2日以降に生まれた者
土木技術（上級）	学校教育法による4年制大学（大学院）において、試験区分に係る関係学科を専攻し、卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者	平成3年4月2日以降に生まれた者
建築技術（上級）		
機械技術（上級）		

土木技術（中級）	学校教育法による高等専門学校、短期大学又は専修学校（専門学校）において、試験区分に係る関係学科を専攻し、卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者（学校教育法による4年制大学（大学院）を卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者を除く。）	平成3年4月2日以降に生まれた者
機械技術（中級）		
土木技術（有資格者）	1級土木施工管理技士の資格を有する者	昭和51年4月2日以降に生まれた者
建築技術（有資格者）	1級建築士の資格を有する者	昭和51年4月2日以降に生まれた者
社会福祉（上級中級）	社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は令和3年3月資格を取得する見込みの者	昭和56年4月2日以降に生まれた者
保健師（上級中級）	保健師の免許を有する者又は令和3年3月免許を取得する見込みの者	昭和56年4月2日以降に生まれた者

注1 高等専門学校、短期大学、専修学校等を卒業した者又は卒業見込みの者については、新居浜市が準ずると認める者を含みます。

注2 上級における大学を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）には、高等専門学校専攻科を修了（修了見込みの者を含む。）し、かつ、学士の学位を取得した者（取得見込みの者を含む。）を含みます。※ 受験資格について、ご不明な点があれば、お問合せください。

4 試験の方法

（1）第1次試験

ア 公務員として必要な一般知識・知能及び各試験区分に応じて必要な専門試験について筆記試験を行います。

（ア）試験科目、出題分野などは、別紙を参照してください。

（イ）一般事務（上級）、土木技術（有資格者）、建築技術（有資格者）、社会福祉（上級中級）及び保健師（上級中級）については、職務遂行に必要な一般教養及び事務能力について試験を行います（社会人全般に求められる基本的な資質をみる試験です。いわゆる「公務員試験対策」は必要ありません。）。専門的知識についての試験は行いません。

（ウ）土木技術（上級）、土木技術（中級）、建築技術（上級）、機械技術（上級）及び機械技術（中級）については、職務遂行に必要な専門知識について試験を行います。一般教養及び事務能力についての試験は行いません。

イ パーソナリティ検査【全試験区分】

（2）第2次試験

ア 作文試験

イ 口述試験 面接試験など

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	令和3年1月17日（日曜日） 13時00分～16時40分 (別紙参照)	市役所 本庁舎 ・ 消防防災 合同庁舎	令和3年1月下旬に本庁舎及び各支所掲示板に掲示するほか、受験者全員に通知します。 また、新居浜市ホームページにも掲載します。
第2次試験	第1次試験に合格した方に通知します。		

第1次試験の結果（本人の点数、順位、合格者の最低点）をお知らせすることができます。希望される方は、申込書の該当欄に記入してください。ただし、第1次試験合格者は除きます。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。この名簿の有効期間は、原則として令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。
- (2) 所定の時期までに卒業しなかった場合又は資格若しくは免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていない者は、採用されません。

7 給 与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

上級（22歳）182,200円程度 中級（20歳）163,100円程度

なお、初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴や経験年数などにより決定されます。

8 受験手続

- (1) 申込書の請求 …… 令和2年11月26日（木曜日）からお渡しします。
申込書は、人事課、上部支所、川東支所又は別子山支所の窓口で請求してください。
郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記して94円切手を貼った返信用封筒（235mm×120mm=長3）を必ず同封してください。
また、新居浜市ホームページから申込書及び受験票を印刷することができます。申込書

は、A4サイズで両面印刷してください。受験票は、切り取って提出してください。なお、拡大・縮小印刷は、行わないでください。

(2) 申込手続

ア 申込書及び受験票には、必要な事項を記入（パソコン入力不可）し、最近6か月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦4.5cm、横3.5cm）を貼って、人事課へ提出してください。

なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、宛先を明記して84円切手を貼った返信用封筒（235mm×120mm=長3）を必ず同封してください。

イ 申込書の受付と同時に受験票を交付しますが、この受験票は、試験当日に持参してください（郵便により申し込まれた場合、受験票が令和3年1月7日（木曜日）までに届かないときは、必ず人事課まで連絡をしてください。）。

9 受験手続の問合せ先

新居浜市 総務部人事課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

Tel 0897-65-1213 新居浜市HP <http://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>

10 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

(1) 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

(2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

11 参 考（地方公務員法一抜粋）

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験者のみなさんへ

(注 意 事 項)

- 1 試験当日は、受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- 2 試験当日は、試験会場への車の乗り入れは御遠慮ください。
- 3 新居浜市役所は敷地内全面禁煙になっておりますので、喫煙は敷地外で行い、自分の責任において吸い殻の後片付けをしてください。
- 4 試験開始時間に間に合わなかった場合、原則として受験を認めておりませんので、余裕をもって試験会場にお越しください。

特に、遠方から受験される方は、天候や交通機関の運行状況に御注意いただき、事前に試験会場近郊に宿泊されることなどもお勧めします。

※受験時の留意事項について（お願い）

1 【マスクの着用】

試験当日は、新型コロナウイルス等感染予防のため、マスクの着用をお願いします。なお、面接試験等においては、職員の指示に従い、マスクを一時的に外していただくことがあります。

2 【手指の消毒】

試験会場にアルコール消毒液を設置しますので、入室の際は手指の消毒をお願いします。また、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありません。

3 【試験室の換気】

試験会場は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

4 【体調不良の方】

新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）にり患し、治癒していない方、また、①37.5度以上の発熱、②軽度であっても咳などの風邪の症状が続く、③強いだるさ（倦怠感）、④息苦しさ（呼吸困難）のいずれかの症状があつて新型コロナウイルスの感染が疑われる方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。なお、これを理由とした欠席者向けの再試験は実施しませんので、御了承ください。

5 【密集の回避】

試験会場では密集を避けるため、職員の指示に従って他の受験者との身体的距離を保つようにしてください。また、休憩の際も、密集を避け、会話は控えてください。

6 【検温の実施】

試験当日は、自宅等を出られる前に必ず体温計測を行い、ご自身の体調を確認してください。なお、サーモカメラによる検温を実施しますので、御協力ください。

7 【その他】

今後、試験実施の変更がありましたら、新居浜市ホームページ「職員採用情報」に掲載しますので、適宜、御確認ください。